

判を経て、晴れて戸籍上も男性になり、彼女と幸せに暮らしている姿が映っていた。しかし、このカツブルが結婚し、その後、非配偶者間人工授精により子が授かったとしても、夫婦の嫡出子として取り扱われないことが去年

う解釈論からの帰結であれば合理的な区別の根拠にはなつてはいないのではなかろうか。いずれのケースも、夫側は、戸籍上、「男」であり、且つ、男としての生殖能力がない点では同様であり、さらには、子を持ちたいという夫の立場や気持ちのどこにも違いがない。

ところで、幸せに結婚をした夫婦において、夫側に無精子症や精巣症の場合は、精子回収術を行つたが精子が認められない場合などの絶対的男性不妊の場合には、非配偶者間人工授精（AID）による妊娠が試みられており、すでにこの方法にて出生した子どもが1万人を超えていているそうである。この場合、戸籍上は夫婦の嫡出子として対応されているが、DNA上、出生した子が夫の子でないことは明らかである。

さて、最近、何気なくテレビを見ていたら、性同一性障害で苦し

2055年には日本の人口は9000万人を下回ると推測されている。我が国で少子化傾向が進んでしまったのは、女性の高学歴化と社会進出、結婚や出産に対する価値観の多様化、将来に対する不安や養育費の増大など、さまざまな原因があると指摘されてきた。

の2月18日に法務省民事局から
社団法人日本産婦人科学会宛の
回答書によつて明らかになつた。
一方では、生物学的にも男性であ
る者の身体に無精子症などの疾
患がある場合に非配偶者間人工
授精により夫婦の嫡出子として
子を授かることができる。しかし

産婦人科学会の会告では代理出産は認めていないのである。その結果、男性側に絶対的な不妊の原因（男性側の原因）がある場合には第三者の精子を用いて夫婦が嫡出子を授かることができるが、病気や事故によつて子宮を摘出してしまつたこと（女性側の原

た妻に代理して出産してくれる
代理母の卵子（サロゲート型の代
理出産）か、まったくの第三者の
卵子（第三者の卵子提供を前提と
するホストマザー型代理出産）と
受精させ、胚となつたものを代理
母の子宮に移植することにより
代理母を懐胎させ、妻の代わりに
代理母に妊娠、出産してもらうし
かない。ところが、我が国では、代
理出産 자체は認められていない。
つまり、性同一性障害の夫婦の場
合のみならず、それ以外の一般的
な夫婦についても社団法人日本

ところが、生殖補助医療の現場ではさらに混迷を深める事態が生じている。これまでの例とは逆に、生物学的に男性であつた者が戸籍上「女」になつて、男性と結婚した場合、この夫婦が子どもを持つためには、生物学的にも男であつた夫の精子を戸籍上「女」になつ

者である母は間違ひなく実母であるのに、実母としては認められないと現実がある。医学、倫理学、法律などの多方面から考察しなければならない問題であるが、家族という根源的単位について何か性別の差異で不合理な区別をしているようと思えてならない。

の契約を締結し、代理母が出産した出生児については日本人の両親との養子縁組で対応しているDNA上では、卵子提供者である母と精子提供者である父の嫡出子であることは明らかなのに、母が分娩していいことを理由で実母ではなく養母として取り扱われているのだ。

非配偶者間人工授精で出生した場合に第三者からの精子の提供があつても夫の実子として届け出ることを認め、他方で、分娩していないものの、DNA上は卵子提供

因)などによって不妊となつて、まつた場合には夫婦が嫡出子を授かることは現状では極めて難しい。結果的には不妊の原因が男性にあるのか女性にあるのかに、よつて嫡出子を授かれるかどうかが分かれてしまつて、すでに海外に行つて代理出産に、すでに海外に行つて代理出産